

財務省告示第九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で四千九百九十二億うち、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債に三億四千七百

七 八 九
 払込金額
 最低額面金
 振替単位

十一 十二 十三
 発行日
 発行価格
 利率
 経過利子
 の払込み

法第十一條第一項の規定に基づ
 き、発行した利付国債につい
 ては、額面金額で四百九十七億二
 千五百五十五万圓、国債整理基
 金特別会計法第五條第一項の規
 定に基づき発行した利付国債に
 ついては、額面金額で二千四百
 十七億六千九百七十五万圓
 五万圓

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。

平成十五年十二月二十五日
 額面金額百圓につき百圓四十五
 錢以上のそれぞれ、の応募価格

(一) 年一・九パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国法人である場合に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払込参加
二十 払込参加

は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

平成十六年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{19}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い、その日以前六月間
に属する利子を支払う。

平成十五年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十五年十二月二十五日